

選挙の区分	投票日	告示日	期日前・不在者投票期間
徳島県知事	4月9日 (日)	3月23日(木)	3月24日(金)～4月8日(土)
徳島県議会議員(小松島・勝浦選挙区)		3月31日(金)	4月1日(土)～4月8日(土)
小松島市議会議員	4月23日 (日)	4月16日(日)	4月17日(月)～4月22日(土)

▼投票できる方

徳島県知事選挙

徳島県議会議員(小松島・勝浦選挙区)一般選挙

【年齢要件】 平成17年4月10日以前に生まれた方

【住所要件】

徳島県知事選挙は、令和4年12月22日以前に小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方です。徳島県議会議員一般選挙は、令和4年12月30日以前に小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方です。

※ 投票日までに県外に転出した人は、入場券が届いても投票ができなくなります。

また、本市の選挙人名簿に登録されており小松島市から引き続き県内の他の市町村へ住所を移した人で、転入地の選挙人名簿に登録されていない人は、市役所で発行する「引き続き県内に住所を有する旨の証明書」の提示等により、小松島市での投票や新住所地で不在者投票をすることができます。(証明書の発行は、県内他市町村でも受けることができます。)

小松島市議会議員一般選挙

【年齢要件】 平成17年4月24日以前に生まれた方

【住所要件】

小松島市議会議員一般選挙は、令和5年1月15日以前に小松島市で住民票が作成され、引き続き市内に住んでいる方です。

※ 投票日までに市外に転出した人は、入場券が届いても投票ができなくなります。

▼期日前投票は市役所1階ロビーで受付

選挙の当日に次のような事由のいずれかに該当すると見込まれるときは、期日前投票ができます。

- ◎職務や業務に従事する場合
- ◎何らかの用事があったり投票区の区域外に旅行または滞在する場合
- ◎病気や負傷、妊娠などのため歩くことが困難である場合
- ◎天災または悪天候の場合(新型コロナウイルス感染拡大の予防等)

【場所】 市役所1階ロビー

【時間】 午前8時30分～午後8時

※ 投票所入場券をご持参ください。

▼郵便による投票(事前登録が必要です)

身体に重度の障害があるなど自宅療養中のため外出が困難な人は、障害者手帳か戦傷病者手帳の交付を受け一定の条件に該当、または要介護状態が「要介護5」であれば、事前に申請し郵便等投票証明書の交付を受けたうえで、自宅で投票し郵便で投票用紙を送ることができます。

▼特例郵便等投票

新型コロナウイルスに感染し外出自粛要請を受けた人、または入国の際に隔離・停留措置を受けた人で、その期間が告示日の翌日から投票日にかかると見込まれる人は特例により郵便投票ができます。

(選挙期日の4日前までに事前申請(必着)が必要です)

【お問い合わせ先】

市選挙管理委員会事務局(市役所3階)

☎ 32・3807 / FAX 32・7011

Mail: senkan@city.komatsushima.tokushima.jp

